

**第 116 回月例研究会報告**

日時：2005 年 10 月 19 日（水）18：30 ～ 20：10

場所：中央大学駿河台記念館 285 号会議室

講師：監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス部 パートナー 達脇恵子氏

演題：「CSR と内部監査」

報告者 NO. 56 藤野 明夫

**■講演内容**

1. CSR とその動向
2. CSR と企業内諸活動
3. CSR と内部監査  
～質疑応答～

## 1. CSR とその動向

CSR とは、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) のことである。欧州委員会の定義によれば、「責任ある行動がビジネスの持続的な成功をもたらすとの観点から、企業やステークホルダーズとの交流の中に、自主的に社会や環境への配慮を組み込むこと」となっている。すなわち持続的な成功、成長 (サステナビリティ) のために、目先の利益にとらわれずに、周囲 (ステークホルダー) に対して責任ある行動をとることである。

CSR がクローズアップされてきた背景には、①ネット社会の進展 (地球の裏側のできごとが瞬時に伝わり、悪いニュースが隠せない)、②環境等への危機感 (企業活動の影響力が増大し、環境破壊に直接影響するようになった)、③行き過ぎた資本主義への反省 (自己中心的な企業行動が周囲の反発を招く) がある。企業のステークホルダーには、株主・投資家、グループ会社、顧客、取引先、金融機関、政府・政府機関、従業員、労働組合、地域社会、NGO/NPO があるが、近年、企業は、従来よりも地域社会、NGO/NPO、株主・投資家を重視する傾向が強くなっている。

CSR に対する各国の考え方や動向には特長がある。欧州では、「社会の発展のためには企業は経済以外にも役割を担うべきである」という基本的な考えがあり、これに対して、欧州委員会や各国政府が企業への期待を明示している。米国では、民間主導で、NGO/NPO を始めとする市民の活動が企業に対し社会的責任を要求する動きが強い。

日本では、環境問題、コンプライアンス (不祥事の多発による) 等を出発点に、自主的に取組みを始める企業が急増している。2004 年から従来の「環境報告書」から「サステナビリティ報告書」、「CSR 報告書」に発展させる企業が多数でてきており、2004 年が日本の CSR 元年である。また、日本ではリスクマネジメントとしての CSR という観点が強い。経済産業省の「リスク新時代の内部統制」(注 1) には、「環境問題の深刻化、消費者意識の向上、事業の国際化等により、企業の社会的責任は増大しており、広範なステークホルダーに対する企業責任を果たさない場合の社会からのペナルティというかたちでのリスクが増大してきている」と書かれている。

CSR に関する国際基準、ガイドラインには以下のものがある。

- ①コーポラティブ会議企業行動指針 (1994 年)：「共生」を目指す日米欧企業家の自主行動指針
- ②国連グローバルコンパクト (2000 年)：国連による人権、労働、環境等に関する企業の行動原則。  
これに同意する企業は支持表明と年次報告が必要。
- ③持続可能性報告ガイドライン GRI ガイドライン (2002)：GRI (Global Reporting Initiative) による開示のガイドライン
- ④AA1000 (1998 年)：英国アカウンタビリティによる、開示プロセスの基準
- ⑤SA8000 (1997 年、2001 年改訂)：米国 SAI による。途上国労働者の保護基準あり。
- ⑥ISO26000：2008 年規格化を目処に検討中。認証を前提としないガイドラインとする案。  
表に②グローバル・コンパクトの例を示す(注 2)。

## 「グローバル・コンパクト」の 10 原則

(2004 年 6 月に腐敗防止に関する原則が追加され、現在 10 原則)

### 人権

原則 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。

原則 2. 人権侵害に加担しない。

### 労働

原則 3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。

原則 4. あらゆる形態の強制労働を排除する。

原則 5. 児童労働を実効的に廃止する。

原則 6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。

### 環境

原則 7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。

原則 8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。

原則 9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。

### 腐敗防止

原則 10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。

表 国連グローバル・コンパクト (注2) の 10 原則

「財務分析＋企業の社会的責任評価 (環境対応、社会的責任対応)」により、投資対象会社を決定する社会的責任投資 (SRI : Social Responsible Investment) という手法がある。すでにこの SRI にもとづくファンド (SRI ファンド) も住友信託などから発行されている。

## 2. CSR と企業内の諸活動

CSR の導入の目的は、それぞれの企業における CSR の意義によって定まる。目的の例としては、①経営理念の再確認 (松下電器創業者「企業は社会の公器である」等)、②経営活動の再整理、③ブランドの価値向上 (資生堂等、多くの企業)、④リスクマネジメントの充実、⑤経営変革のきっかけ、⑥外国人株主の比率向上 (に対応した透明性確保) 等がある。日本経団連の 2005 年 10 月 21 日の報告「CSR (企業の社会的責任) に関するアンケート調査結果」(注3) の最後の頁によると、CSR を推進するにあたって、「現在も将来 (2 から 3 年後) も優先的に取り組んでいる (と思われる) 分野」のトップに立ったのは「コンプライアンス・法令遵守」である。また「現在重要な分野」の 2 番目は「環境」、3 番目は「個人情報保護・情報セキュリティ」であるが、後者は、「将来」は重要度が低下している。これに反し、「リスクマネジメント」は、「将来」において重要度が増している。

CSR はすべてのステークホルダーの期待を満たす必要があるが、そこには自ずと優先度がある。ジョンソン・アンド・ジョンソンでは、かつて自社の薬品に毒物が混入し死者が出るという大事件が発生した。このとき、ステークホルダーに①顧客、②従業員、③株主という優先度をつけていたので、顧客第一の行動、すなわち、当該薬品の全品回収という行動が俊敏にとれ、逆に同社に対する評価が上がった、ということである。

コンプライアンスは CSR の大前提である。とくに日本の企業においては、コンプライアンスの意義が大きい。しかし、コンプライアンスも単に法令遵守に留まるべきではなく、①法令を遵守した行動、→ ②社内諸規定、マニュアル等に準拠した行動、→ ③倫理・社会規範を遵守した行動、→ ④経営ビジョンに適った行動、というようにより高次のコンプライアンスに発展していくべきである。

また、CSR も、ステークホルダーとの対話を軸に PDCA サイクルを回し、マネジメントシステムとして企業に根付かせる必要がある。今や CSR は、取組み内容だけではなく、その実効性が問われている。さらに、会社単体から、企業グループ、サプライチェーンへと、より広範な企業活動全体の統一的な活動へ展開していかなければならない。

### 3. CSRと内部監査

CSRマネジメントのPDCAサイクルにおける内部監査の役割のひとつは、コンプライアンス等個別テーマ及び、全体のCSRマネジメントの有効性を評価することである。いまひとつは、経営者のアカウンタビリティ（説明責任）において、企業内の活動に関する客観的な情報を経営者に提供することである。

ここで改めて、「内部監査」について考えてみたい。内部監査人協会の定義によれば、「内部監査は、独立した客観的な保証活動とコンサルティング活動であり、これらの活動を通じて、組織運営に付加価値を与え、それを改善する。」となっている。体系的かつ規律あるアプローチにより、①リスク・マネジメントの有効性、②内部統制の品質、③ガバナンスのプロセスの3点を評価・改善することによって、組織目的の達成を支援する。このなかの内部統制とは、基本的に、①財務報告の信頼性、②コンプライアンス、③業務の有効性・効率性、④資産の保全の4つの目的の達成のために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう。

昨今CSR監査と呼ばれているものの実態を見てみると、①CSRの各テーマの推進状況や活動の有効性に関する監査、②倫理監査（コンプライアンス監査）、③取引先に関する監査（海外の工場における労働環境の監査等）、④ステークホルダーアンケート等を指している場合が多い。取引先の監査の例では、取引先に遵守してもらった規定と監査がセットになっている。たとえばイオンでは、サプライヤーコードオブコンダクトが監査とセットになっている。

システム業界において多い委託業務について触れたい。個人情報保護法では、個人情報に係る委託業務について、委託元に対して委託先を「必要かつ適切に監督」することが義務付けられているが（同法22条）、本条に関する経済産業省のガイドラインでは、この「必要かつ適切な監督」の内容として、委託内容が遵守されていることを定期的に確認することを要求している。

多くの委託元から「定期的確認」を受けることが義務付けられるこのような事態は、委託先にとって大きな負担になる。この問題は個人情報保護法のみならず、委託先まで含めたCSRを実践しようとするならば常に発生する問題である。これに対するひとつの解として、米国監査人協会が策定した監査基準第70号（SAS70）がある。これは独立監査人が、委託先であるサービス機関の内部統制および有効性に関し、意見表明する報告書を受領する指針である。その基準に従って受領される報告書を含めてSAS70という。これによって、サービス機関としては、委託元ごとの監査を受けなくても良くなる。また、委託元監査人にとっては、SAS報告書を検討すれば直接監査に出向く必要がなくなる。

日本においても、上記基準を参考にして、2000年3月に日本公認会計士協会から「業務委託に係る内部統制の有効性評価」が公表された。

#### ■所感

CSRというたいへん時宜を得た話題を、われわれシステム監査人の立場も踏まえてご説明していただいた。講師はかつてIT業界に身をおかれ、また、公認システム監査人とCISAの資格を持たれているためか、コンプライアンスや内部統制といった専門性の深い内容であるにもかかわらず、受講者にとって、たいへん分かりやすいご講演であった。

講師に深く感謝したい。また、講演内容の性格上、あまり省略すると意味が伝わらなくなってしまうので、いささか長い報告になったことをお詫び申し上げます。

最後に講演中に言及された主な資料の参照先を以下に記す。

(注1) 「リスク新時代の内部統制」 経済産業省

<<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004205/1/030627risk-hokokusyo.pdf>>

(注2) 「国連グローバル・コンパクト」 国際連盟

<<http://www.unic.or.jp/globalcomp/>>

(注3) 「CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果」 日本経団連

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/066.pdf>>